

コーポレートガバナンスに関する基本方針

序文

当社は、当社が持続的に成長し、当社の長期的な企業価値を向上させ、全てのステークホルダーに貢献するために、最良のコーポレートガバナンスを実現することを目的として、取締役会決議に基づき、本基本方針を制定した。今後、本基本方針を改定した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は株主、投資家、顧客、従業員など全てのステークホルダーから尊敬され愛される企業を目指し企業活動を行うことを基本方針のひとつとしている。そして、その実現の為にステークホルダーからの信頼獲得および健全な企業経営を重要課題と位置づけ、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの実現に取り組む。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 独立社外取締役を中心とした取締役会が、独立した客観的立場から、経営陣の業務執行に対して実効性の高い監督を行う。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条（株主総会）

当社は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知の早期発送に努めるとともに、発送に先立ち当社ウェブサイトにて当該招集通知を開示する。

2. 当社は、株主総会において相当数の反対票が投じられた場合は、その理由や原因を分析し、対応の要否について検討を行う。

第3条（株主の平等性の確保）

当社は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないように適時適切に情報開示を行う。

第4条（資本政策方針）

当社は資本政策の基本的な方針および株主の利益に重大な影響を与える資本政策について、株主に十分な説明を行う。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

第5条（倫理基準および利益相反）

当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動などについて、会社としての価値観を「経営理念」に示し、事業活動の第一線にまで広く浸透・遵守されるよう努める。

2. 関連当事者取引を開始する場合には取引開始前に、関連当事者取引を継続する場合には毎事業年度の決算時に、その必要性や取引条件の妥当性について検討したうえで、取締役会に上程し承認を得なくてはならない。

第6条（ステークホルダーとの関係）

取締役会は、当社の長期的な企業価値の向上のために、当社の株主のみならず、当社の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

2. 当社は、従業員が当社における違法又は非倫理的な慣行についての懸念を取締役会（又は適切な場合には監査委員会）に伝えることができる内部通報窓口を設置します。また、これによって当社から不利益な取扱いを受けることがない旨を内部通報規程に明記する。
3. 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、多様性の確保に努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第7条（リスク管理、内部統制システム等に関する当社の方針の開示）

取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当社および当社を含む企業集団のリスク管理、内部統制システム、法令遵守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。

2. 取締役会は、会社法および金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務および業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の有効性

第8条（取締役会議長）

取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

第9条（取締役会の議題の設定等）

当社の取締役会議長は、各取締役からの提案および意見を踏まえ、毎事業年度末に開催される取締役会において、翌事業年度の取締役会において議題とすべき、当社の経営戦略、リスクおよび内部統制に関する主要な事項を定める。

2. 各回の取締役会に先立ち、当社の取締役会議長は、当該取締役会の議題を定める。
3. 当社の取締役会の議題および議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って（但し、特に機密性の高い案件についてはこの限りでない。）、社外取締役を含む各取締役に配付されなければならない。

第10条（取締役の資格および指名手続）

当社の取締役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者でなければならない。

2. 当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示する。

第11条（各委員会の構成等）

指名委員会、報酬委員会および監査委員会の各委員の過半数は独立社外取締役とする。

2. 指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、その職務を執行するために公正かつ透明な規則等を定める。
3. 当社の監査委員である取締役のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。

第 12 条（取締役等の研鑽および研修）

当社の新任取締役(独立社外取締役を含む。)は、就任後速やかに、法務・コンプライアンスに関する研修プログラムに参加するとともに、必要に応じて、当社の経営戦略、財務状態その他の重要な事項につき代表執行役又はその指名する執行役から説明を受ける。

2. 当社の取締役は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。
3. 当社は、取締役および執行役を対象とした役員勉強会を適宜実施する。
4. 新任の執行役については、執行役の役割や義務、責任および執行役として必要な法的知識、当社役員関連規程への理解を図るため、就任後速やかに必要な研修を受講する。

第 13 条（独立社外役員の兼任制限）

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を選任するものとする。

2. 当社の独立社外取締役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に果たすことができる範囲にとどめなくてはならない。

第 14 条（独立社外取締役による社内情報へのアクセス）

当社の独立社外取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、社内取締役、執行役および従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は社内資料の提出を求めることができる。

2. 当社は、指名委員会、報酬委員会および監査委員会並びに各委員がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な人員および予算を付与された事務局を設置する。

第 15 条（自己評価）

当社取締役は、取締役会の有効性、自らの取締役としての業績等について、毎年社外取締役を中心に取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

第6章 株主との対話

第 16 条（株主との対話）

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針を別途定め、開示する。

2015 年 12 月 1 日制定